第三条に次の一項を加える。

４　前三項の規定にかかわらず、第一項（第四号に係る部分を除く。）又は第二項の手数料を納付しようとする者は、外務省令で定めるところにより、当該手数料を邦貨をもって外務大臣に納付することができる。この場合における手数料の額は、法第二十条第一項第一号から第三号までの処分に係るものについては同条第四項に定める額とし、同条第一項第五号の処分に係るものについては同号に定める額とする。

第三条を第五条とする。

第二条の二の見出し中「手数料」の下に「の額」を加え、同条中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（大規模な災害に際しての手数料の減額又は免除の申請）

第四条　法第二十条第六項（法第二十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、外務大臣又は領事官（法第三条第一項に規定する領事官をいう。次条において同じ。）に申請しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年三月二十七日）から施行する。

（旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成七年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項を削る。

第三条　旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項から第四項までを削る。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）の項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）の項を削る。

（公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十一条の規定により旅券を返納した」を「旅券を紛失し、又は焼失した」に改める。

一　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の三第一項第一号

二　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第十五条第一項第一号

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「、第十条第四項及び第十二条第三項」を「及び第十条第四項」に改める。

総務大臣　寺田　稔
外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄